

福島県内の処理方針を決定

8000 Bq/kg以下は埋め立て可能に

環境省

環境省は19日、福島県内(避難区域、計画的避難区域を除く)で放射性物質に汚染されたおそれのある災害廃棄物の処理方針を決めた。可燃物はバグフィルターや排ガス吸着能力のある排ガス処理装置を有する焼却施設で処理できる。焼却灰や不燃物の放射性セシウム濃度(セシウム134とセシウム137の合計値)が1キログラム当たり8000ベクレル以下の場合、最終処分場に埋め立てられると判断。飛灰は放射性セシウムが濃縮されやすく水に溶出しやすいため、安全性が確認されるまでの間、一時保管する。既存施設での処理を認める今回の方針を受けて、自治体や民間など処理の現場では、作業員に対する安全確保や焼却、最終処分場への中長期的な影響を不安視する声が挙がる可能性もある。

今回の処理方針は避難区域、計画的避難区域、会津地方、先月27日に処理再開を決めた10市町を除く浜通り、中通り地方の24市町村が対象。クリアランスレベルと同程度以下を別にして当面の間、県内の施設で処理、処分することが前提となる。浜通り、中通り地方には一般廃棄物の焼却施設が14カ所あり、このうち12カ所はバグフィルターを設置。電気集塵機を設置する2カ所は試験的に災害廃棄物を焼却、排ガス中の放射性物質の濃度を測定し、安全性を検討する。

焼却灰の放射性セシウム濃度は1キログラム当たり8000ベクレル以下の場合、埋め立て作業者の安全も確保できるレベルという。ほとんどの焼却施設は生活ごみを処理しており、仮置き場の災害廃棄物は余力の範囲内で混焼する。同省は「混焼の限りで8000ベクレルを超えないだろう」と語る。埋め立て処分する際には、埋め立て場所をその他の廃棄物と分離して場所を記録。焼却灰の放射性セシウムは土壌に吸着されやすい(同省)ことから、焼却灰と排水設備の間に土壌の層が存在するようにする。埋め立て終了後の跡地は居住などへの利用は避ける。

焼却灰が1キログラム当たり8000ベクレルを超える場合は放射線を遮へいできる場所でドラム缶などで保管、または最終処分場での保管を求める。最終処分場で保管する場合は▽埋め立て場所を他の廃棄物と分け、場所を記録▽ベントナイトなどで30センチ程度の隔離層を設け、耐水性材料で梱包▽雨水浸入防止のための遮水シートやテント、屋根などで覆う▽即日覆土する、とした。一時保管の場所は周辺の居住地域から適切な距離をとる必要がある。

一時保管の場合、作業員の影響を抑制するため、一日の作業終了後ではなく、より頻繁な中間覆土や区間ごとの覆土が望ましいとした。それぞれの作業者の作業時間を制限することが必要になる場合もあるという。集塵機から排出される飛灰は、国が安全性を確認するまでの間、一時保管する。10万ベクレルを超える場合、原子力災害対策本部が示した「上下水処理等副次産物の取り扱い」に基づき、適切に放射線を遮へいできる施設で保管することが望ましいとした。焼却灰の溶融処理で発生する飛灰も同じこと。

処理完了は見通し立たず

環境省は今回の方針について福島県や関係自治体に周知する。基本的にはリサイクルよりも処理を優先する。焼却施設はバグフィルターや排ガス吸着能力を有していれば処理できる、最終処分場でも「専門家から土壌への吸着、凝集沈殿など排水処理設備で対応できる」との意見があった(同省)という。ただし、既存の処理施設ではこれまで放射

性物質に汚染されたおそれのある廃棄物を扱ってこなかったことから、作業員に対する安全性の確保、焼却施設や最終処分場の設備に与える中長期的な影響などは課題として残る。また、災害廃棄物を焼却施設の余力の範囲で受け入れると、処理完了までに長期間を要する。同省も現状では「処分完了までの見通しは立たない」という。このため、県や自治体などから災害廃棄物専用の仮設焼却炉や専用の処分場を要望する声